

新しい千葉の未来を切り開く「教育立県ちば」を実現する有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 第4期千葉県教育振興基本計画の策定に向けて、千葉県教育の施策や具体的な取組について意見を聴くため、「新しい千葉の未来を切り開く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。

なお、有識者会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第4期千葉県教育振興基本計画の策定にあたり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 有識者会議は、千葉県教育委員会教育長(以下「教育長」)が選任する委員で構成する。

- 2 会議において、特定分野の専門的知見が必要となるなど特別の事項があると教育長が認める場合には、教育長は第1項の委員とは別に当該特別の事項に関し学識経験のある特別委員を選任するものとする。

(招集)

第4条 有識者会議は教育長が招集する。

(座長等)

第5条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員が互選する。
- 3 座長は、有識者会議の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を行う。

(公開)

第6条 有識者会議は、公開して行う。ただし、公開することにより、当該有識者会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で有識者会議において公開しないことと決定したときは、この限りでない。

(専門部会)

第7条 有識者会議において、さらに専門的知見が必要であると認められた事項(以下「重点項目」)について、専門部会を置くことができるものとする。

- 2 専門部会は、部会長及び部会員若干名をもって構成する。
- 3 部会長及び部会員は、教育長が選任する。
なお、有識者会議委員は、専門部会においてオブザーバーとして参加することができるものとする。
- 4 部会員(部会長を含む)は、第4期千葉県教育振興基本計画の策定にあたり、重点項目について、専門的立場から意見を述べる。
- 5 その他、専門部会の設置について必要な事項は、教育長が定める。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、千葉県教育庁企画管理部教育政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年8月23日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。